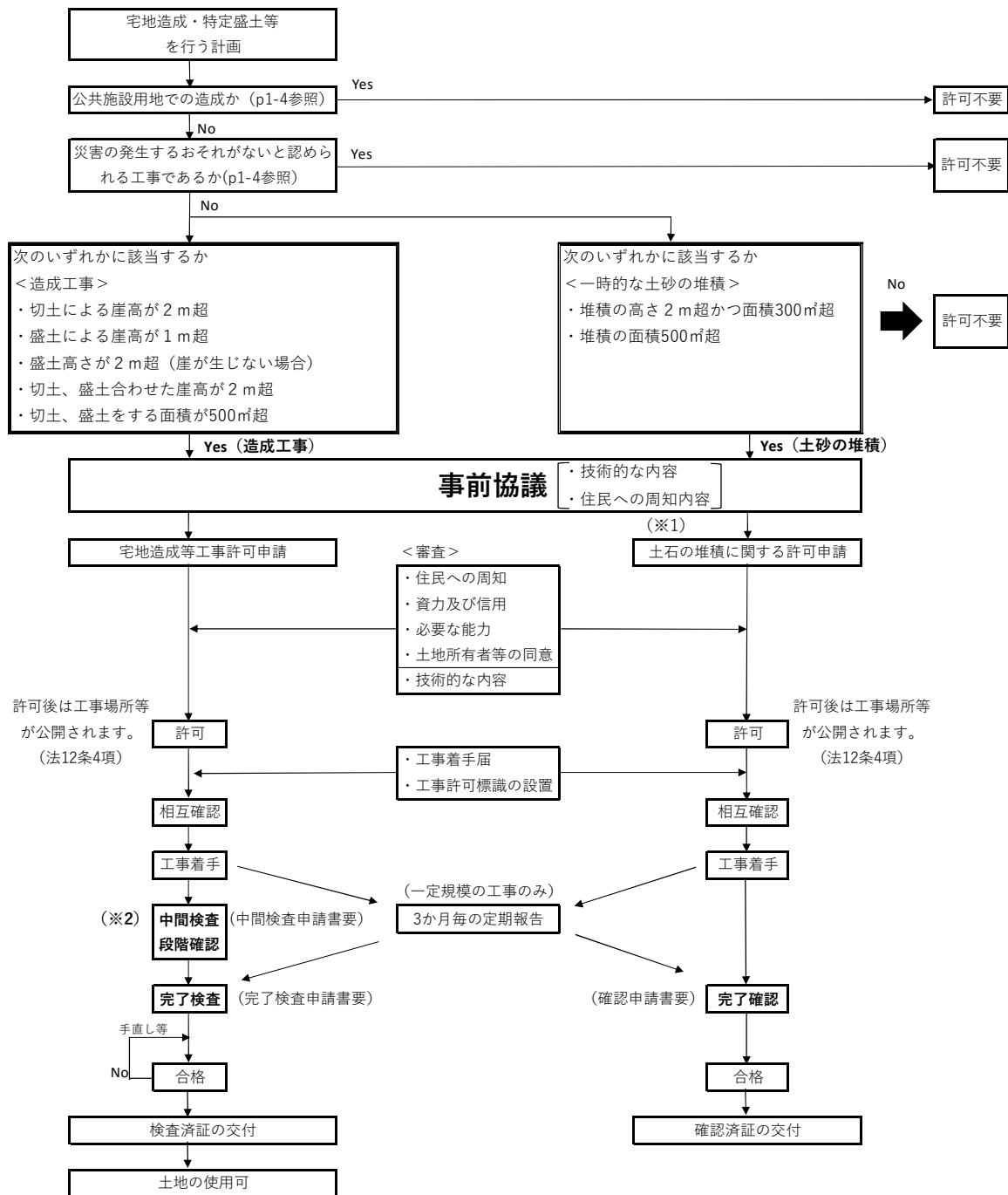


第2章 宅地造成等に関する工事の許可申請手続き等

2. 1 許可申請等の流れと手続き先

宅地造成等に関する工事の許可申請手続きの流れは、図2-1に示す通りです。



(※1) 宅地造成等の工事の許可を受けて工事を行う際に、敷地内や近接する土地に一時的に土砂を堆積する場合等には、一時堆積に関する許可申請を行う必要はありません。(規則第8条第10号)

(※2) 中間検査では一定規模以上の工事を行う場合、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設の設置状況を検査します。段階確認では、擁壁の床付面や配筋状況その他施行中でしか確認できない項目を随時確認します。

(許可後の変更について)

許可後に変更が生じる場合は、内容に応じた変更申請等を行う必要があります。

その際には、敷地面積が500㎡超の場合は建設局防災課に、500㎡以下の場合は各建設事務所にご相談ください。

ただし、土石の堆積については、敷地面積に関わらず防災課にご相談ください。

図2-1 許可申請手続きの流れ

審査を行うにあたり、技術的な内容については、宅地造成等を行う土地の面積が 500 m²を超える場合は防災課で、500 m²以下である場合は、表 2-1 に示す各建設事務所で審査が行われます。ただし、**資力信用等の書類**（資力信用を示す書類、**住民説明に関する書類**、施工能力を証明する書類、土地所有者等の同意書類）、及び土石の堆積に関する申請については、土地の面積に関わらず防災課で審査を行います。

また、神戸市では手続きをスムーズに行うため、「**技術的な内容**」及び**資力信用等の書類**のうち「**住民説明に関する書類**」については許可申請前の事前協議をお願いしています。事前協議先は以下の通りです。

- ・宅地造成等を行う土地の面積が 500 m²を超える場合 ⇒ 防災課
- ・宅地造成等を行う土地の面積が 500 m²以下の場合 ⇒ 建設事務所
(住民への周知内容のみ防災課)

事前協議後、本申請をされる際には、申請書はすべて防災課へ提出してください。

(「表 2-2」参照)

表 2-1 各建設事務所一覧表

区 域	担 当 部 局	所 在 地	電 話 番 号
東灘区 灘 区	東部建設事務所	〒658-0044 東灘区御影塚町 2 丁目 27 番 20 号	(078) 854-2191 (代) FAX (078) 854-2198
中央区 兵庫区	中部建設事務所	〒652-0041 兵庫区湊川町 2 丁目 1 番 12 号	(078) 511-0515 (代) FAX (078) 531-8333
北 区	北建設事務所	〒651-1331 北区有野町唐櫃字種池 3064 番地	(078) 981-5191 (代) FAX (078) 982-1488
長田区 須磨区	西部建設事務所	〒654-0121 須磨区妙法寺字ヌメリ石 1 番地の 1	(078) 742-2424 (代) FAX (078) 742-2351
垂水区	垂水建設事務所	〒655-0013 垂水区福田 5 丁目 6 番 20 号	(078) 707-0234 (代) FAX (078) 706-5660
西 区	西建設事務所	〒651-2128 西区玉津町今津字宮の西 333 番地の 1	(078) 912-3750 (代) FAX (078) 912-3749
	建設局防災課	〒650-8570 中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 4 号館 6 階	(078) 322-6089 FAX (078) 331-3441

表 2-2 申請時の事前協議・書類提出先

工事内容 手続き	宅地等の造成工事		土石の堆積
	A ≤ 500㎡	A > 500㎡	
事前協議 〔技術的な内容 住民への周知内容〕	建設事務所※1	防災課	防災課
本申請	⇩	⇩	⇩
	すべて防災課にて受付		
	⇩	⇩	⇩
技術的な審査	建設事務所	防災課	防災課
資力信用等審査	防災課		

※1：住民への周知内容については防災課に協議してください。

表 2-3 標準処理期間（事前協議期間は含まない）

処分名 (根拠条項)	標準処理期間 (本申請→許可)
宅地造成等に関する工事の許可 (法第12条第1項)	30日
宅地造成等に関する工事の変更許可 (法第16条第1項)	30日
土石の堆積に関する工事の許可 (法第12条第1項)	30日

申請到達日の翌日から処分通知発送日で計算。土日祝日は含みません。
補正に要する期間等、本市の責に帰さない期間は含みません。

その他、極端に工事規模が大きく、審査項目が膨大となる場合には、上記の標準処理期間を上回ることがあります。そのような工事を予定される場合には、特に入念に事前協議を行うようお願いしています。

2. 2 許可申請書の作成要領

- (1) 許可申請にあたっては、表 2-4 あるいは表 2-5 に掲げる図書を、同表に記載している要領に基づき作成してください。
- (2) 図書の大きさは、すべて A 4 版大にしてください。
ただし、設計図面は屏風折り A 4 版大とし、図面表題欄に図面番号、図面名称等を記入し、ファイル製本又は一括して図面袋（図面一覧表添付・図面縮小 A 4 折り）に整理するなど、いずれかに統一して取りまとめてください。
- (3) 図書の作成にあたっては、法、令、規則、細則のほか、本手引「事務手続編・技術基準編」、「盛土等防災マニュアルの解説」（宅地防災研究会編集）等の技術的基準等に従い、作成してください。
- (4) 鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート擁壁を設置しようとする場合は、擁壁の応力検討及び断面検討に関する構造計算書を提出してください。
- (5) 令第 8 条第 1 項第 1 号ロの規定により、崖面を擁壁で覆わない場合は、土質試験等に基づく崖面の安定計算書を提出してください。
- (6) 許可通知書の受領時に、位置図及び造成計画平面図を各 2 部提出してください。

表 2-4 許可申請図書作成要領（資力信用等の証明に必要な書類編）

図書番号	図書名称	様式番号 又は 標準縮尺	明示しなければならない事項等	区分		備考	確認欄
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	住民への周知措置を講じたことを証する書面 ※事前協議で合意した住民説明の範囲がわかる図面		○住民周知の範囲 ・2.7「住民への周知」の表に示す範囲を参照 ○必要書類 ①説明会開催の場合 ・開催の周知範囲が分かる位置図・断面図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料 ⇒(手引きp2-11, 2-12) ②書面配布の場合 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 ③掲示及びインターネットによる場合 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し、URL等 なお、溪流等（技術審査編7.2「盛土」3参照）において15メートル以上の盛土を行う場合には、①の方法による周知が必要	要	要	規則第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号	<input type="checkbox"/>
2	工事主の本人確認書類		【工事主が法人の場合】 法人の登記事項証明書 役員の氏名及び住所を証する書類（※） 【工事主が個人の場合】 氏名及び住所を証する書類（※） (※) <氏名及び住所を証する書類> ・住民票の写し（個人番号の記載のないもの）・個人番号カード（表面のみ）・運転免許証・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）・在留カード・特別永住者証明書 以上のうちのいずれか一つ。	要	要	規則第6条第1項第7号第8号、第6条第2項第5号第6号	<input type="checkbox"/>
3	工事主の資力信用・信用に関する書類 資金計画書	様式7, 8	【添付書類】 次の1又は2 1 取引銀行の残高証明書 （申請受付日以前3ヶ月以内に発行されたもの） 2 銀行等の融資証明書 （申請受付日以前3ヶ月以内に発行されたもの） ※宅地造成等の工事を行う土地の所在地及び宅地造成等の工事のための融資であることを明記する。 ～記載例～資金使途：神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番における宅地造成等工事費用として。	要	要	規則第6条第1項第9号、第6条第2項第7号・細則第3条第3号	<input type="checkbox"/>
4	工事主の資力及び信用に関する申告書	様式9		要	要	細則第3条第1号	<input type="checkbox"/>
5	納税証明書		・工事主が法人の場合は法人税、個人の場合は所得税の直近2年分。 ・法人税・所得税の納税証明書は、「その1 納税額等証明書」 ・直近2年間に法人税・所得税の納税額が0円の年度がある場合は、納税額が0円であることが分かる納税証明書に加えて、2年間とも納税している税目の直近2年間の納税証明書を添付してください。	要	要	細則第3条第2号	<input type="checkbox"/>
6	工事施工者の能力に関する申告書	様式10	【添付書類】 ・建設業法による許可通知書（土木工事業または建築工事業）	要	要	法第12条第2項第3号・細則第3条第4号	<input type="checkbox"/>

7	工事施工についての同意を証する書類	宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調査及び土地建物登記事項全部証明書	様式11	宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、所在地と地番の全部を登記事項全部証明書に従って記入してください。 登記名義人が死亡している場合には、当該物件にかかる相続人を確認できる書類を添付してください。	要	要	細則第3条第5号	<input type="checkbox"/>
8		工事施工の同意書	様式12	宅地造成等に関する工事を行う区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全員の同意が必要です。 抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、同意不要です。	要	要	法第12条第2項第4号・規則第6条第1項第10号、第6条第2項第8号	<input type="checkbox"/>
9		同意者の印鑑証明書（法人の場合は登記事項証明書）		同意日前後3ヶ月以内に発行されたもの。 同意者全員のものがが必要です。	要	要	細則第3条第6号	<input type="checkbox"/>
10	工事主の誓約書	法に違反していない旨などの誓約書	様式13		要	要	細則第3条第8号	<input type="checkbox"/>
11		暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書	様式14		要	要	細則第3条第9号	<input type="checkbox"/>

表2-5 許可申請図書作成要領（構造審査編）

図書番号	図書名称	様式番号 又は 標準縮尺	明示しなければならない事項等	区分		備考
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
—	許可申請書	様式1,2	様式に沿って必要事項を記載	要	要	正本に添付
1	計画書		(1) 工事目的及び工事計画、特に土工計画（土取り、土捨場を含む）と工程（雨期）との関連性及び地質地盤の状況並びに土留施設、排水施設、流末処理工等の計画 (2) 工程表 (3) 防災計画及び防災措置体制の具体的計画 (4) 流量計算書 ① 計画流出量計算 ② 各集水ブロック別の排水路及び流末における断面決定計算 ③ ②の断面決定において、排水路勾配は排水計画平面図記入位置のものと合致しなければならない。 (5) 構造計算 ① 建造物の安定計算書（地下車庫は3部） ただし、神戸市の標準擁壁を使用する場合は提出不要である。 ② 切土、盛土の安定計算書 (6) 土量計算書	要	—	ガイドライン サンプル3 参照

図書番号	図書名称	様式番号 又は 標準縮尺	明示しなければならない事項等	区分		備考
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
2	位置図	1/2500 (1/10000) 以上	(1) 方位 (2) 道路、河川、人家、公共施設その他目標となる地物 (3) 流末処理河川等	要	要	
3	地形図 (現況図)	1/500 (1/250～ 1/2500)	(1) 方位 (2) 目標となる建物、施設、地物 (3) 標高差2mの等高線及びBM位置と高さ (4) 土地境界線 (5) 等高線の記入は、標準として土地境界線外50mまでとし、必要に応じ拡大する。 (6) 縦横断線位置とその符号 (7) 場外からの集水状況	要	要	(4) 朱線
4	造成計画 平面図	1/500 (1/250～ 1/2500)	(1) 方位 (2) 土地境界線 (3) 縦横断線位置とその符号 (4) 3の(3)に準じた等高線 (5) 切土、盛土をする土地の部分 (6) 各ブロックの計画高及び道路主要点の計画高 (6-1) 法面勾配と法面保護工 (7) BM位置及び高さ (8) 崖、擁壁、埋設構造物については、その位置、種別及び寸法並びに構造図及び凡例との照合記号（L型式・逆T式擁壁等）にあつては、底版の形状図示 (9) 排水施設の位置、流水方向 (10) 計画線はすべて太線とし、寸法線は細線とする (11) 凡例	要	—	(2) 朱線 (4) 細線 (5) 着色 切土：黄色 盛土：緑色 擁壁：茶色 土留：桃色 (※土留＝1m以下の擁壁) 排水：水色 (8) 道路の計画平面図は別途作成しても差し支えありません
5	一時堆積 平面図		・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・縦横断線位置とその符号	—	要	土地境界線は朱線
6	排水計画 平面図	1/500 (1/250～ 1/2500)	(1) 排水施設の位置、種別、材料、形状、内法寸法、勾配、延長及び流水方向並びに放流先の位置及び名称 (2) 場内外の集水状況を示す流水の方向 (3) 集水系統のブロック別の色分け（濃淡）及び流量計算との照合記号 (4) 放流先排水路の断面及び寸法 (5) 凡例（排水構造物種別の色分け等）	要	—	
	排水流域 系統図 比較表		宅地造成工事前後の排水流域系統の比較図	必要に応じて	—	

図書番号	図書名称	様式番号 又は 標準縮尺	明示しなければならない事項等	区分		備考
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
7	防災計画 平面図	1/500 (1/250～ 1/2500)	防災施設の名称、位置、種別、材料、 形状寸法	必要に 応じて	—	
8	造成計画 縦横断面図	1/100～ 1/500	(1) 断面位置及び記号、区域界 (2) 地盤高状況（細線）及び土質種別 (3) 計画高状況（太線で記入し、各ブロックの計画高を併せて記入） (3-1)段切り処理 (3-2)離隔距離1.5m以上 (4) 切土、盛土別の色分け (5) 各断面の切土、盛土量 (6) 法面勾配と法面保護工 (7) 計画構造物位置、寸法	要	—	造成計画平面図 に準ずる
9	一時堆積 断面図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び最大面積、土石の堆積を行う土地の最急勾配が照合できるように断面図を作成すること。 (規則第7条第2項第1号)
10	擁壁構造図	1/50以上	(1) 練石積擁壁構造 ① 擁壁のり勾配及び高さ ② 石材寸法 ③ 裏込めコンクリートの品質、寸法（天端、地盤面、基礎位置） ④ 基礎構造、材料、品質寸法 ⑤ 透水層の位置及び寸法 ⑥ 擁壁を設置する前後の地盤及び土質並びに天端盛土、法面勾配の高さ ⑦ 水抜孔の位置、材料及び内径寸法並びに吸出し防止材の明示 (2) 鉄筋コンクリート擁壁構造 ① 擁壁寸法（平面図、断面図等の作成） ② 使用コンクリートの品質 ③ 基礎構造の種別及び寸法 ④ 透水層の位置及び寸法 ⑤ 擁壁を設置する前後の地盤面及び土質 なお、天端より土羽を打つ場合は、その勾配及び寸法 ⑥ 水抜孔の位置、材料及び内径寸法並びに吸出し防止材の明示 (3) 鉄筋コンクリート擁壁配筋図 標準配筋要領図等の添付（かぶり・寸法・配置等の明示） (4) 地下車庫に関する図面（3部）	要	—	鉄筋の定着長・ 重ね継手長等

図書番号	図書名称	様式番号 又は 標準縮尺	明示しなければならない事項等	区分		備考
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
11	擁壁展開図	1/50以上	(1) ① 延長、高さ ② 根入れ線、根入れ勾配、地盤高、屈曲点(角度、隅角部の補強) ③ 施工目地及び伸縮目地の位置 ④ 地盤改良範囲 ⑤ 底版欠損時の補強 ⑥ 天端幅、底版幅 (2) 土質調査資料(土質柱状図) (3) 凡例			水抜き穴等
12	擁壁計画平面図	1/50以上	擁壁位置(種別・旗上げ等)	要	—	透水管の位置・口径・延長・流水方向
13	その他		・透水マット(カタログ・性能) ・大臣認定擁壁(認定書・地盤条件等) ・C P型枠(カタログ) ・既存擁壁		—	
14	排水施設構造図	1/50以上	(1) 排水施設構造図(開渠、暗渠、集水暗渠、落差工、人孔、雨水樹、吐口等) (2) 幹線排水路施設縦断図(水路底、天端高等の記入)	要	—	
15	道路計画図(敷地内道路を含む)		平面図、縦横断図、構造図、舗装構成等	必要に応じて	—	道路構造令等の基準による設計が原則
16	現況写真集		着工前の状況を把握できるもの(全体写真は東西南北方向を考慮する)	要	要	
17	その他の必要書類		(1) 委任状	要	要	
			(2) 設計者の資格に関する申告書 次の書類を添付 ① 卒業証明書、一級建築士免許証(写)、技術士免許証(写)、大臣認定講習修了証(写)のうちいずれか ② 実務経歴証明書	要(備考に該当する場合)	要(備考に該当する場合)	・高さ5m超の擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
			(3) 他の法令に関する許可等の写し	要	要	
			(4) 土地確認のための資料、(公図、土地登記簿謄本等)	要	要	

2. 3 許可申請手数料(神戸市手数料条例第2条第134号)

許可申請の際に、p4-3, 4-4に掲げる手数料を、本市が発行する納付書により最寄りの金融機関で納付してください。また、その金融機関出納印のある納付書の写しを申請書に添付してください。

2. 4 協議の申出(法第15条)

国、都道府県、指定都市、中核市又は特例市が協議を申し出るときは、協議申出書(様式25)に、表2-5の「1 計画書」以下の図書を添付して提出してください。

2. 5 届出

(1) 「1. 5 届出を要する工事等」(p1-5参照)に該当する工事を行うときは、届出書(様式18～21)と概要書(様式22)及び以下の図書を、表2-5の作成要領に基

づき作成・添付し、e-KOBE（又は所管部署窓口）に1部）で提出してください。窓口にて提出される場合は、基本的には土地の面積500㎡以下の場合は各建設事務所、500㎡超の場合は防災課となります。ただし、「1.5(1)」の令和6年4月22日までに必要な届出については、面積に関わらず防災課に提出してください。

- ①位置図 ②現況平面図・断面図 ③計画平面図・断面図 ④構造図
⑤構造計算書 ⑥擁壁展開図 ⑦現況写真

なお、防災工事資金の貸付制度（p1-8参照）の利用を希望する場合は、⑧土地登記簿謄本の写しを添付してください。

【届出が必要な内容について】

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式18）
- ・土石の堆積に関する工事の届出書（様式19）

区域	行為	届出（規則第52条）	
		様式第18又は第19の提出が必要な規模	左記に図面並びに写真等の添付が必要な規模
宅地造成等工事規制区域	宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 ④盛土で高さ2m超 ⑤盛土又は切土の面積500㎡超	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 ④盛土で高さ5m超 ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

（擁壁等に関する工事） ・ 擁壁等に関する工事の届出書（様式20）

（公共施設用地の転用） ・ 公共施設用地の転用の届出書（様式21）

- (2) 届出工事が完了したときは、届出工事完了届（様式23）に位置図及び工事写真（工事中及び完成）を添付し、提出してください。

2.6 他法令との関係

- (1) 許可を受けて行われる宅地造成に関する工事で設置される擁壁については、建基法第88条による工作物確認の必要はありませんが、届出により高さが2mを超える擁壁を設置する場合は建築基準法上の手続きが必要となります。

- (2) (1)の他には、他の法令との関連は定められていませんので、次の点に注意してください。

① 都市計画法、道路法、農地法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、砂防法等の法令により宅地造成等を行うことが制限又は禁止されている土地がありますので、あらかじめ調査しておいてください。

② 都市計画法、道路法、河川法、下水道法、砂防法、民法、土地区画整理法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の法令により認可、許可、届出、同意等を必要とすることがありますので、それぞれ別途に手続きを行ってください。

なお、これらの法令に関する許認可等があるときは、その写しを許可申請書に添付してください。

①で周知を行う場合の具体的な内容については、神戸市 HP に掲載の「宅地造成等の工事における近隣住民への周知 ガイドライン」を参照してください。

また、上記いずれかの方法による周知を行ったことが分かる書類を、申請時に提出しなければなりません。①の場合の書類は上記のガイドラインを参照してください。

(詳細な必要書類については、2. 2 「許可申請書の作成要領」 参照)

※なお、溪流等 (p7-4 参照) において高さ 15 メートルを超える盛土をする場合においては、必ず①の方法で周知を行わなければなりません。

周知を行う範囲については、表 2-6 の考え方を基準とします。

表 2-6 住民への周知を行う範囲の考え方

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方 (最低限の範囲)	参考断面図	必要図面
①平地盛土	○盛土を行う土地の隣接地 ※ただし、盛土最大高さ5m超の場合は、以下の範囲も満たすこと。 ○盛土の境界(法尻)から盛土の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲(参考図Lの範囲)		・位置図 ・盛土最大高さを通る断面図(最低1断面) ・周知範囲が分かる平面図
②切土のみ ③土石の堆積	○切土あるいは堆積を行う土地の隣接地		・位置図 ・周知範囲が分かる平面図
④腹付け盛土 (ただし、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には、④ではなく①の範囲の考え方を適用しても良い。)	○盛土を行う土地の隣接地 ○盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲(参考図Iの範囲)		・位置図 ・斜面地に対する垂直断面図 ・周知範囲が分かる平面図
⑤規則第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ⑥溪流等における盛土(①を除く) ⑦谷埋め盛土(①及び②を除く) ⑧腹付け盛土のうち、参考断面図Iの範囲に溪流等の深床が存在するもの(①及び②を除く)(ただし⑧について、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には適用しない。)	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲(参考図) ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲		・位置図 ・溪流方向に対する断面図 ・周知範囲が分かる平面図

(腹付け盛土)・・・勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土(谷や沢を埋め立てて行う盛土)に該当しないもの


(溪流等)・・・地形図等を用いて判読された溪床勾配 10 度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲のこと。

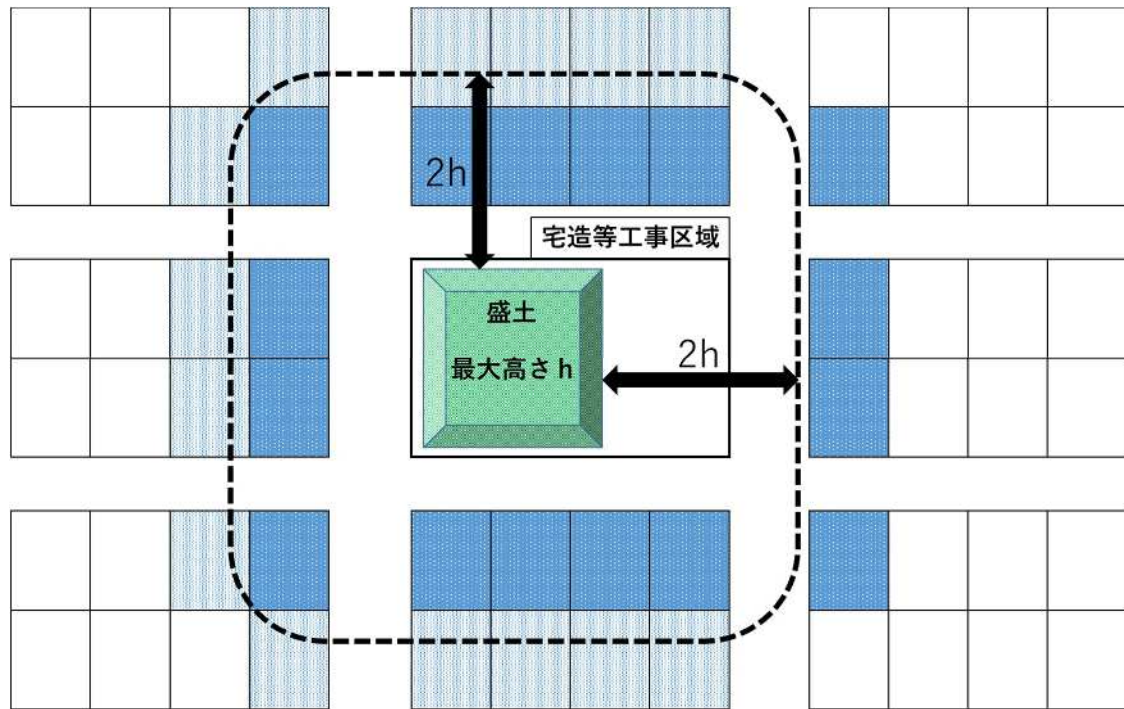
(本手引き p7-4 参照)


※住民への周知を行う範囲の考え方に記載の項目は、特記がない限り全て満たす必要があります。


※具体的な住民周知の範囲については、防災課と事前協議を行ってください。



[表 2 - 6 補足説明]

(①平地盛土の場合) ⇒②, ③の場合は  (隣接地) のみが対象となります。

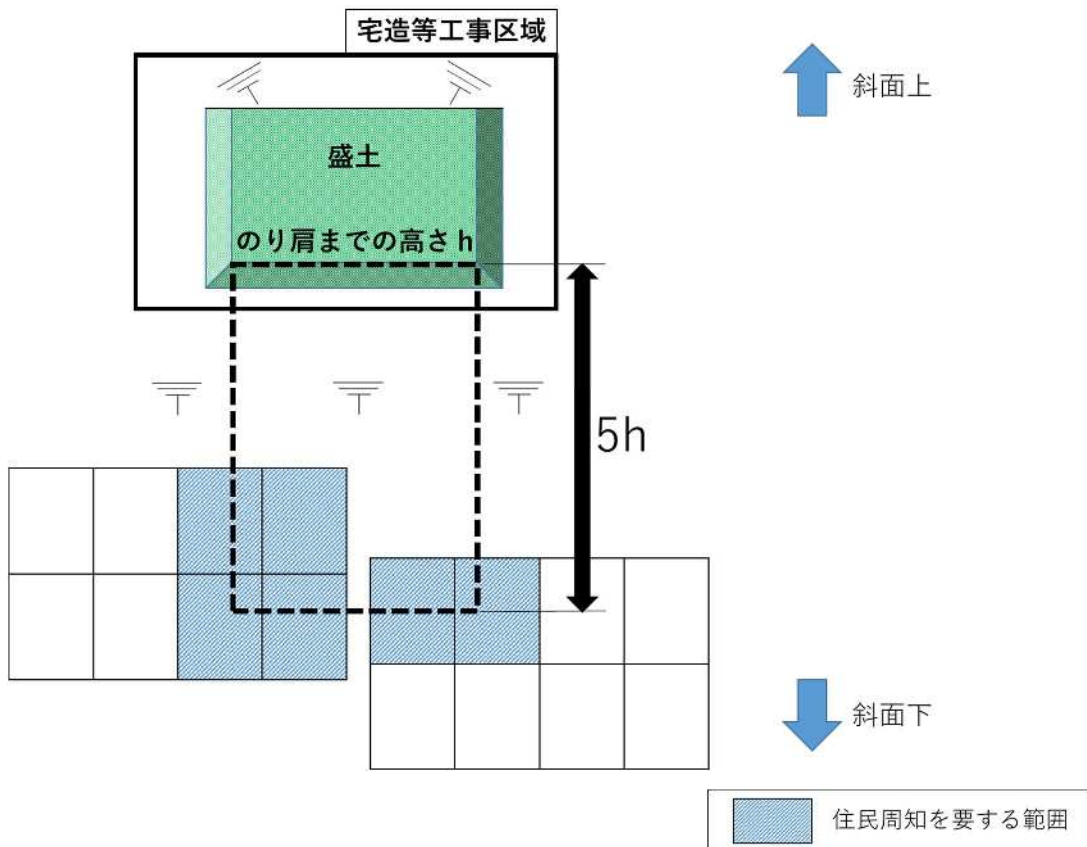


※盛土最大高さ ≤ 5m の場合、 (隣接地) のみ対象。

※ " > 5m の場合、  の両方が対象。

	住民周知を要する範囲 (宅造工事区域の隣接地)
	住民周知を要する範囲 (盛土最大高さ $h > 5m$ の場合のみ)

(④腹付け盛土の場合)




	住民周知を要する範囲
---	------------

図 2 - 2 「周知範囲が分かる平面図」のイメージ

2. 8 学識経験者の意見

宅地造成等の内容によっては、複数の学識経験者の意見を反映した造成計画であることが必要となります。

- ① 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地又は地すべり等の恐れのある区域で行う宅地造成工事等で高度な技術的判断が必要なもの
- ② 大規模な開発又は宅地造成工事で、高度な技術的判断が必要なもの
- ③ 施工中のトラブル等で高度な技術的判断が必要なもの
- ④ 大規模盛土もしくは高盛土（盛土高 30m 以上）を行うもの
- ⑤ 溪流等（p 7-4 参照）において高さ 15 メートルを超える盛土を行う場合
- ⑥ その他本市が必要と認めるもの

2. 9 申請の取下げ

許可申請受付後、許可までの間に計画を取り止める場合は、工事許可申請取り下げ願（様式 34）を 1 部提出してください。また、協議申出の場合は工事協議申し出取下げ願（様式 35）を 1 部提出してください。